

ほうじん北沢

2018年
6・7月号
No. 340

H o u j i n K i t a z a w a



第七回
通常総会

公益事業委員会
情報セキュリティセミナー
女性部会
あしながPウォーク&クリーン活動



公益社団法人 北沢法人会
www.kitazawahoujinkai.or.jp

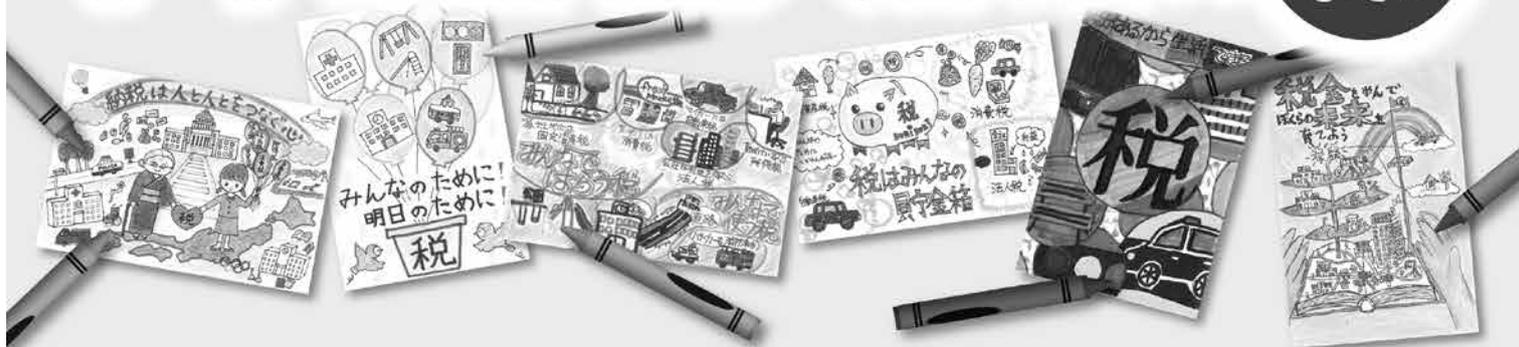
平成30年度
第8回

税に関する

絵はがきコンクール

小学生作品大募集!!

当日消印有効
9/14(金)
まで!!



ぜいきん まいにち せいかつ なか やくだ しょうがくせい
税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを小学生の
みなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくために実施いたします。

入賞者には豪華副賞プレゼント!!参加賞は全員に!!

賞 最優秀賞:1点
ディズニーランドペアチケット



*商品画像はイメージです。

賞 上位入賞:5点
図書カード 各5,000円



賞 優秀賞:10点
図書カード 各1,000円



賞 入賞:50点
図書カード 各500円

賞 参加賞:全員

募集内容

1 テーマ

税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

2 応募資格

北沢税務署管内の小学5・6年生(低学年も可)

3 応募締切

平成30年9月14日(金) 当日消印有効

4 応募方法及び応募先

専用の応募用紙を切り取り、学校で応募の場合は完成作品を学校の先生にお渡しいただくか、直接応募の場合、切手を貼り「学校名」「学年・組」「氏名」「ふりがな」を記入し、北沢法人会までご郵送ください。詳細や応募用紙は下記北沢法人会までお問い合わせください。官製ハガキでもご応募出来ます。

5 審査

10月中旬、絵画専門家を招き、主催・後援関係者で公正に審査を行います。

6 表彰・発表

11月中旬、表彰式を行います。(賞状および記念品の贈呈)

- ① 最優秀賞 1点 ディズニーランド ペアチケット
- ② 北沢税務署長賞 1点 図書カード 5,000円
- ③ 世田谷都税事務所長賞 1点 図書カード 5,000円
- ④ 北沢法人会会長賞 1点 図書カード 5,000円
- ⑤ 選考委員長特別賞 1点 図書カード 5,000円
- ⑥ 北沢法人会女性部長賞 1点 図書カード 5,000円
- ⑦ 優秀賞 10点 図書カード 各1,000円
- ⑧ 入賞 50点 図書カード 各500円
- ⑨ 参加賞 全員

*北沢法人会事務局・北沢税務署等で展示いたします。

*最優秀作品は上部団体の、全国法人会総連合のコンクールに出展します。

法人会とは

税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や、税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる約80万社の団体です。また、会員の皆さんを支援する各種の研修会やボランティアなど、地域に密着した活動を行い、地域社会のお役に立っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすもの団体...これが法人会です。

〈主催〉公益社団法人 北沢法人会 女性部会、公益財団法人 全国法人会総連合 〈後援〉 国税庁、北沢税務署、東京都世田谷都税事務所

公益社団法人 北沢法人会 女性部会

〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1 TEL:03-5450-7121 FAX:03-5450-7122
E-mail:info@kitazawahoujinkai.or.jp http://www.kitazawahoujinkai.or.jp

第7回通常総会 会長あいさつ



ただ今ご紹介いただきました飯野でございます。公益社団法人北沢法人会、第7回通常総会を開催するにあたり一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

本日、公益社団法人北沢法人会第7回通常総会のご案内を申し上げますところ、北沢税務署奥村署長様、世田谷都

税事務所土屋所長様、東京税理士会北沢支部北山支部長様はじめ税務協力団体の皆様、福利厚生制度でご協力いただいております保険3社の皆様はじめ多勢のご来賓の皆様、並びに当会役員及び会員の皆様方にご出席いただき、このように盛大に総会を開催できますことを感謝申し上げます次第でございます。

さて、北沢法人会の当該決算年度は公益社団法人移行後7年度目となります。昨年2回目の東京都による定期監査を受け、公益法人として健全に運営されていることが改めて確認されたところであります。当会は昨年3月の理事会において事業計画と予算を理事の皆様にご承認いただき昨年4月1日より公益社団法人として第7期目がスタートいたしました。当該年度は坂東眞理子昭和女子大総長をお招きしての公開講演会、新たな取り組みでございます、税務署監修による税金クイズ集を活用した「第2回税金クイズ大会」の開催等ほぼ事業計画通りに事業を実施することができました。これも皆様方の絶大なるご支援ご協力の賜物と感謝申し上げる次第でございます。

当該年度の事業計画では新規公益事業を模索しつつ、6つの重点課題を掲げて活動して参りました。その一つは会員増強でございます。組織委員会が中心となり100社の新規会員獲得を目標とし活動いたしました結果として95社の増強ができました。しかしながら、転出、廃業などによる退会があり純増に結びつけることはできませんでした。

次に公益事業の定着化については本部および各支部・部会が単独又は合同でe-taxの普及や税制改正等の税務研修会の開催を実施いたしました。女性部会は、租税教育の一環として小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、当会が選考した作品が全法連女連協会賞と新たに創設された東京都知事賞を受賞いたしましたことを改めてご報告申し上げます。青年部会は「ふくふくスタンプラリー」を梅丘周辺の福祉作業所と協働して事業を実施しました。各委員会では公開講演会、広報誌の発行、クリーンワークなどの公益事業を実施しました。

次に法人会の会員限定サービスである経営支援制度、福利厚生制度。またCO₂発生削減によるエネルギーコスト削減を目的とした東京都「地球温暖化対策報告書制度」などの会員メリットを会員に対し周知徹底し、利用促進を図るとともに大型保障制度など保険による福利厚生制度の推進も実施いたしました。また、「地球温暖化対策報告書制度」では当会より33社の報告書提出があり東法連より補助金をいただきました。

また、事務局は現在3名体制となっております。活発に開催される各事業の準備やアフターフォロー、新会計法に則った会計システムの整備構築など総務委員会と連携を取りながら着実に能力アップを図って参りました。

当会の各目標の達成、事務局の体制などいづれにいたしましてもまだまだ改善の余地はあろうかと思っておりますが、公益事業と会員親睦、会員交流といった共益事業のバランスを取りながら活動して参りました。今後とも各事業を充実させてより多くの方々にご参加いただけるように努力していく所存でありますので皆様方のご支援ご協力をお願いする次第でございます。

さて、本日は北沢法人会が公益社団法人となりまして7度目の総会でございます。前回同様、事業計画と予算案は理事会審議事項のため、本年3月の理事会で承認され4月1日より平成30年度の事業計画と予算をもとに会活動はすでに開始されており、本総会では30年度の事業計画と収支予算は報告事項となります。因って本日ご提案いたします議案は、第1号議案の「平成29年度の事業報告」、第2号議案の「平成29年度の収支報告」となります。昨年の総会でご報告いたしました事業計画に照らして正しく正会員の皆様が許容できる範囲内で事業が遂行されたかどうか、昨年の総会でご報告いたしました予算と比べて正会員の皆様が許容できる範囲内で相違なく収支が行われたかどうか、正会員の皆様には十分にご審議頂きまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

さて、当会は「めざまし企業の繁栄と社会への貢献」を北沢法人会憲章としております。この憲章に沿った活動をしていく所存でございますので、今後とも御来賓の皆様方および役員会員の皆様方の絶大なる御支援御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に本日ご出席の皆様のご事業のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げます。

公益社団法人北沢法人会 会長 飯野 光彦

目次

通常総会 会長あいさつ	3	桜上水支部 桜上水ガーデンズ祭り/梅丘支部 第1回 公開税務研修会	18
第7回 通常総会	4	千歳台・船橋支部 第1回 公開税務研修会/経堂支部 支部委員会議&異業種交流会	19
総会後の懇談会にて/東法連 通常総会・感謝状及び記念品贈呈式	6	北沢法人会親睦ゴルフコンペ/トピックス	20
青年部会キックターゲットサッカーを指導/監事監査会	7	川柳コンテストのご案内/会員紹介	21
公益事業委員会 事業・資産承継セミナー/		「大切ですよ！就業規則」	12
女性部会 あしながPウォーク&クリーン活動	8	経理の知識	13
公益事業委員会主催「情報セキュリティセミナー」	9	日本政策金融公庫からのお知らせ	14
自主点検チェックシート	10	都税事務所からのお知らせ	15
南烏山・粕谷支部 第1回 公開税務研修会	17	北沢税務署からのお知らせ	16

第7回 通常総会



司会
馬場 総務委員



開会のことば
本庄 副会長



会長あいさつ
飯野 会長



講案報告
細谷総務委員長



議案報告
山田 総務委員



監査報告
内藤 監事



来賓紹介
丸山女性部副会長



祝電披露
平塚女性部副会長



閉会のことば
広瀬 副会長



当会が公益社団法人となって第7回目となる通常総会が6月8日(金)に日本大学文理学部「オーバル・ホール」にて開催されました。

馬場総務委員の司会により、本庄副会長の「開会のことば」、続いて飯野会長のあいさつで始まりました。

その後正会員1,463社のうち出席者数74社、委任状

703社、合計777社で、総会が適法に成立したことが報告されました。

なお、平成30年度の「事業計画」および「予算」については、理事会において承認済みの為、総会ではその報告のみが行われ、監査報告後に「第一号議案」「第二号議案」の2つの議案の審議が行われ、承認されました。

また、議案の審議終了後には、平成29年度功績のあった方々への表彰が行われました。(右ページに掲載)

なお、日本大学文理学部「オーバル・ホール」では、説明の際にプロジェクターを用い、式次第は前面のモニターで表示しました。

なお今回は、総会の前に「自主点検チェックシート」についての解りやすくなるための研修がありました。

(「自主点検チェックシート」は10・11ページに掲載いたしましたので、ご覧下さい。)

固体被膜潤滑剤製造加工

東洋ドライループ株式会社

代表取締役 飯野 光彦

〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4

☎3412-5711 FAX3412-5738

出版事業を通じて社会に貢献する

 株式会社大成出版社

〒156-0042 世田谷区羽根木1-7-11
TEL 03 (3321) 4132 FAX 03 (3327) 3777
<http://www.taisei-shuppan.co.jp/>

平成30年6月8日(木) 於:日本大学文理学部「オーバル・ホール」

～来賓の方々～

★全法連・東法連 表彰者 表彰状授与式★



北沢税務署長
奥村 信一様



世田谷都税事務所長
土屋 信三様



世田谷区長
保坂 展人様



東京税理士会北沢支部長
北山 雅也様



【全法連功労者表彰】

善養寺大作氏・熊崎恵美子氏

【東法連会員増強表彰】

馬場宏明氏・飛田千賀子氏・長沼慶子氏

【東法連功労者表彰】

宮城直樹氏・山中一亨氏・佐藤寛氏

【東京国税局長表彰】

山崎富美子相談役

*上記氏名は写真上の位置とは異なります。また、当日代理出席の方もいらっしゃいます。

第七回 通常総会

次 第

物故者に対する黙禱

司会 馬場総務委員

一、開会のことば

本庄 副会長

二、会長あいさつ

飯野 会長

三、総会成立報告並びに議長選出

司会

四、議事録署名人選出

議長 飯野 会長

五、報告事項

報告一 平成三十年度事業計画の件

細谷総務委員長

報告二 平成三十年度予算の件

山田総務委員

六、議 事

監査報告

内藤 監事

第一号議案 平成二十九年事業報告承認の件

細谷総務委員長

第二号議案 平成二十九年年度決算報告承認の件

山田総務委員

七、表 彰

八、来賓祝辞

北沢税務署長

奥村 信一様

世田谷都税事務所長

土屋 信三様

世田谷区長

保坂 展人様

東京税理士会北沢支部長

北山 雅也様

九、来賓紹介

十、祝電披露

十一、閉会のことば

丸山女性部副部長

平塚女性部副部長

広瀬 副会長

◆愉快的な生活の創造と果敢な挑戦◆

☆リネンサプライ ☆クリーニング

利 株式会社 玉川繊維工業所

本社 東京都世田谷区松原 3-40-7
パインフィールドビル 6階
TEL 03(3327)1111(代表)

ネジの総合商社

- 樹脂付ユニポイント
- ドリルスクリュー
- タッピングスクリュー
- タップタイト
- 特殊受注品

株式会社 **セガワ**

代表取締役会長 渡瀬 靖夫
〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13
☎(3413)0560 FAX(3413)2429

総会後の懇談会にて



「税金クイズ集 第3弾」が奥村署長より飯野会長に贈呈されました



波瀬顧問と松林顧問による乾杯のご発声



総会終了後にはキャンパス内のカフェテリア「チェリー」にて懇談会が開催されました。

この席において奥村北沢税務署長、保坂世田谷区長をはじめ、ご来賓にも多数ご参加いただき、各方面の方々から総会成立のお祝いのお言葉を頂戴いたしました。

また会員同士では日頃お付き合いのなかった他支部の方々との交流が図れ、和やかで楽しいひと時を過ごすことが出来ました。

◀お手伝いしていただいた皆様、
ありがとうございました。

東法連第6回通常総会・感謝状及び記念品贈呈式



平成 30 年 6 月 13 日(水) 明治記念館において、「東法連第6回通常総会」、「感謝状及び記念品贈呈式」並びに「祝賀会パーティ」が開催されました。

当日は東法連副会長として飯野会長、東京国税局長表彰の山崎富美子相談役、全法連功労者表彰の善養寺副会長、また東法連会員増強表彰の馬場組織委員長、飛田下北沢支部長、長沼組織委員の3名が出席されました。



贈呈式では、昨年秋に東京国税局長表彰を受賞された山崎相談役に対し、東法連小林栄三会長より記念品の贈呈がありました。その後の祝賀パーティでは大勢の受賞者の方々と共に受賞の喜びを分かち合いながら親睦を深める風景があちこちで見ることができました。来年も当会から多くの方が感謝状をいただけることを願いました。

(事務局 廣住 純)



「ハッケヨイ、のこった！」と同時に始まるわんぱく相撲。例年より暑くなるのが早い卯月の頃、うちの子供は静かすぎるから…俺んこのボウスはわんぱくだからと、さまざまな理由から選り抜かれた猛者が早朝の世田谷区立総合運動場に集まりました。

有り余る体力をぶつけ勝ち進む突進タイプ、頭脳を使い相手を翻弄する知能タイプ。勝敗は時の運と言いますが、勝負をして何かを感じ学んだ猛者達はどこかいい顔をしていたのではないのでしょうか。

そして、室内でわんぱく相撲が開催されているなか、屋外にて青年部が毎年恒例のキックターゲットを開催しました。

私は初めての参加になりキックターゲットのマットを組み立てる所から手ほどきを受け、参加させて頂きました。

開催時間の前からボールを蹴りにくる方もちらほらいる中、わんぱく相撲の試合を終えて余りにあまった体力をぶつけに列を成し子供たちがボールを蹴りに来ていました。

男女問わず参加していただき、何度も挑戦する暑き魂を持った少年もいて、彼は未来の日本代表なのかもしれません。来年また参加してくれるのが楽しみです、素晴らしい経験をさせていただき、来年もぜひ参加して子供達から元気を貰いたいと思いました。

参加された方々、暑い中本当にお疲れ様でした。

(青年部会 沼山 幸生)



「監事監査会」が実施されました。当日は内藤監事、小野監事、蜂谷監事3名の他、飯野会長、本庄副会長、細谷総務委員長が出席し、当会の平成29年度事業実施状況、会計帳簿やこれに関する資料の説明に基づき監査が行われました。

平成30年度は研修参加率向上を目標に、参加人数のカウント方法や対象事業等を明確にする資料の説明の他、無

監事監査会

平成30年4月25日(水)10時より法人会館2階会議室において、「監事監査

会」が実施されました。当日は内藤監事、小野監事、蜂谷監事3名の他、飯野会長、本庄副会長、細谷総務委員長が出席し、当会の平成29年度事業実施状況、会計帳簿やこれに関する資料の説明に基づき監査が行われました。

事業の実施状況、会計帳簿どちらも健全に運営していることを確認していただきました。公益社団法人としての様々な制約、また独特の会計報告等をご理解いただき適切に監査をしていただけたことに改めて感謝申し上げます。

【監事】

昭和信用金庫
小野商事株式会社
株式会社 DCST

専務理事 内藤 博 様
会 長 小野 和真 様
代表取締役 蜂谷 和明 様
(事務局 廣住 純)

明日への新情報通信システムを構築する。
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

 **三東電気工事株式会社**

代表取締役 寺腰忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12

☎(3325) 5630(代) FAX(3325) 5686

おなじみの  住設機器総合商社 サンエイグループです。

小泉機器工業株式会社

本部 / 〒183-0033 府中市分梅町4-2-4

☎042(366)7763 FAX042(366)2427

【営業所】 代田橋・中野・吉祥寺・府中・川崎・吉田・多摩・東京西・練馬・日野・相模原・厚木・大和・湘南・小田原・相模大野・秦野・藤沢・平塚

女性部会 あしながPウォーク&クリーン活動



平成 30 年 6 月 1 日 (金) 梅ヶ丘駅前、当会のモニュメント前で集合写真を撮り元気に出発しました。今年は北沢川緑道を昨年の反対方向に山下駅までクリーンウォーク、山下駅から世田谷線に乗り上町駅で降り世田谷代官屋敷へ向かいました。

代官屋敷門前（内側）で記念撮影後、自由行動で屋敷内、大場家の所蔵品をゆっくりまったり鑑賞した後、庭園散策をしました。世田谷代官屋敷は国の重要文化財に指定されています。無料で重要文化財を観ることができます。

2部の食事会場は上町駅近くの丸屋さんという蕎麦屋さん。広瀬部会長の開会挨拶、広瀬淡副会長の乾杯の音頭から楽しい宴が始まりました。高橋相談役の中締め&閉会挨拶

で楽しい宴を終えました。全員元気に完歩、ごみ収集は植え込みに空き缶など少々あったが量的には少なかったように思います。歴史と自然に触れた募金活動、笑いの絶えない食事会と大変有意義な時間を過ごせました。

参加された皆様お疲れ様でした。

お仕事の都合でクリーン活動はできないけど「寄付金」を下さった方々もありがとうございます。育英募金の締め切りは未だ、事務局に募金箱設置中です。

募金の最終報告は後日ご報告する予定です。

あしなが育英支援活動に快く協力して下さいました皆様へ!!

女性部会役員一同、心より感謝申し上げます。

(Pウォーククリーン活動参加者18名・募金のみ数名)

(女性部会 副部会長 丸山 恵美子)



公益事業委員会 事業・資産承継セミナー



講師：荒巻善宏氏

平成 30 年 5 月 17 日(木) 午後 6 時より、昭和信用金庫烏山支店「しあわせプラザ」において東京法人会連合会主催、北沢法人会公益事業委員会共催で「企業オーナーのための相続対策」セミナーを開き一般の方を含め 20 名ほどの参加をいただきました。

講師は日本では珍しい相続税・事業承継専門の税理士法人チェスター代表を務める荒巻善宏氏をお招きしました。

先生は若くして 110 名もの所員をまとめられ、多くの相談実績の成果をあげていらっしゃる事に驚かされました。

セミナーでの説明もとてもわかりやすくお話いただき、土地やビルなどの不動産を持っている方の相続税対策や今まで築いてきた事業をどのように続けていくか悩まれている方にとって新鮮な内容でした。

熱心に聴いている皆様からはおもわず声が出てしまうほどでした。参加者より相続に関する切実な質問もあり時間が足りないほどでした。

全員に役立つ小冊子や初回無料の個別相談の特典もあり大変有意義なセミナーでした。

講師を派遣下さった東法連に感謝しつつ、今回参加できなかった方の為にも、又セミナーを受ける機会を作りたいと委員一同で話しました。

(公益事業委員会 副委員長 鳥居佐智子)

エースの作業用手袋
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

●N● 小野商事株式会社

代表取締役 小野 俊英

〒156-0043 世田谷区松原1-38-6

☎3322-5111(代) FAX3324-0005

公益事業委員会主催「情報セキュリティセミナー」



平成30年4月19日(木)18時より北沢法人会館 大会議室において、公益事業委員会主催による「情報セキュリティセミナー」が開催されました。

今回のセミナーは二部構成で、第1部ではトレンドマイクロ株式会社 東

日本営業部 柳 琪(りゅうき)氏をお招きし「今、企業に必要なセキュリティ対策とは!？」をテーマに講演を頂き、第2部では、NTT東日本 東京南支部 ビジネスイノベーション部 佐藤 さわ子氏による「サイバー攻撃から会社を守る! 情報セキュリティ対策のポイント」をテーマに講演をして頂きました。

内容として、従業員100名以下の中小企業では1/3の経営者がセキュリティ対策に関与していないことや、重大被害発生率も同割合にあるという

実態、ネットバンキングを狙ったウイルス感染、不正サイトへのアクセスについて実例を上げて分かりやすくお話しを頂きました。

当日は23名の方に受講頂き盛況で、情報セキュリティに対して再認識して頂くきっかけづくりが出来たと思われました。

公益事業委員会では今後も様々なセミナーを企画開催し、啓蒙活動に努めてまいりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(公益事業委員会 副委員長 栗山和久)

情報セキュリティ対策 セミナー

■情報セキュリティ対策のポイント

情報セキュリティ対策の基本は「多層防御」です。例えば、家の防犯対策でも、番犬や防犯カメラ、指紋認証のドア、金庫など複数の対策を検討すると思います。

【家の防犯対策】

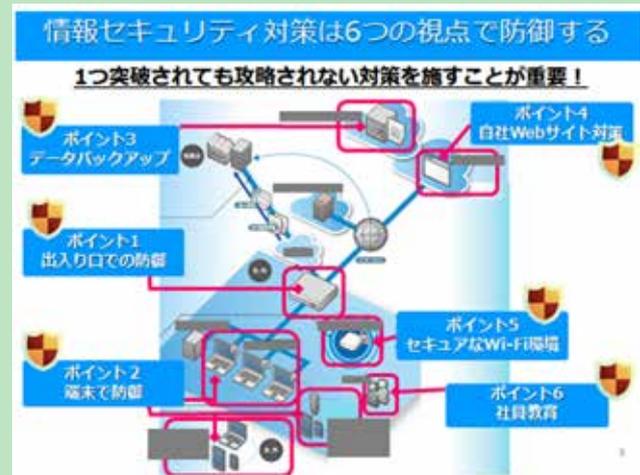
考えられるセキュリティ対策は・・・



家の防犯対策と同じく、企業の情報セキュリティ対策も複数個所に渡って対策を施すことが重要です。

例えば、ウイルス対策ソフトはパソコンなどの端末一台一台に対策を施すため、端末まで到達してしまったウイルスなどに対して有効ですが、ネットワークカメラ等のウイルス対策ソフトをインストールできない機器に対しては対策しにくいことがあります。役割の異なる対策を組み合わせることでさらにセキュアな環境を構築できます。

【企業の情報セキュリティ対策】



■社内ネットワークの見守りは情報セキュリティ対策のプロにおまかせ!

情報セキュリティ対策に不安がある場合、相談できる詳しい担当者が社内にはいない場合は、アウトソーシングサービスを利用するのも手です。例えばプロに通信状況をモニタリングしてもらい、不正通信発生時には連絡をしてもらったり、検知内容をレポートで報告してもらうなどのサポートがあると安心です。更に、ウイルス感染時は端末の隔離や遠隔からのウイルス駆除サポート、必要に応じて駆けつけによるサポートが利用できると、万一のときの備えになります。

■わが社の情報セキュリティ対策は大丈夫なのか?

NTT 東日本では、無料で情報セキュリティ診断を実施しています。御社の対策で、強化すべき点をお伝えし、対策方法についてご提案いたします。

まずは下記にお問い合わせください。

■お問い合わせ ■ NTT 東日本 東京南支店 第三ビジネスイノベーション部
TEL : 0120-525-281 (9時~17時受付) ※土日・休日・年末年始除く

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

- 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5) 「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。



「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、右記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

- また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	北沢法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)
	⋮

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートの概要は、**右頁**をご覧ください。

自主点検チェックシートとは？

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック（国税庁後援）」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。

○ 点検項目チェック表		Ⅱ 貸借関係 (資産科目)			
科目等	点 検 項 目	点 検 欄			
		9/30	3/31	/	/
現預金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	13 現金、小切手による高額又は予定外（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	14 預金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	○	○		
	15 受取手形の現物と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	なし	なし		
売掛金 未収金	16 補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	○	○		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	○	○		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	×		
	19 入金条件（決裁日、決裁手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	○	○		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

会社の規模や業種・業態によって当てはまらない項目もあるので、その場合には、「なし」と記入してください。

○ 点検結果記入表 (3月 31日点検分)		点検担当者： 法人 太郎
点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先

 公益社団法人 北沢法人会

TEL 03-5450-7121 FAX : 03-5450-7122
北沢法人会HP <http://www.kitazawahoujinkai.or.jp/>

～ 定額残業代制度のポイント～

事業主の方から「うちは残業代を給与に含んで支払っているから大丈夫だよ」「うちは営業には、残業代の代わりに営業手当を毎月出しているから、残業代はないんだよ」といったお話を聞くことがあります。

このようなケースは、現実には多く存在し、運用されているのが現状です。

今回は、誤解も多く、支給のしかたを間違えると労使トラブルになりかねない定額残業代について、就業規則上の規定のポイントも含め、お話させていただきます。

1. 定額で残業代を払うことは違法か

残業代を毎月定額で支払うことは、それ自体違法かというところではありません。

労働基準法で、割増賃金（残業代）について使用者に義務付けられているのは、「法定（所定）労働時間を超える時間外労働に対して、法定（所定）の率で計算した割増賃金を支払うこと」ですので、この条件を満たしている限り、残業代を定額で支払うことも適法なものとして扱われています。

また、適法なものとして運用するためには、定額だから労働時間の管理をしなくてもよいということはなく、きちんとした労働時間の管理とルール（規定）を作成する必要があります。

2. 就業規則上の規定

それでは、具体的にどのようにルールを作成していけばよいのでしょうか。

給与を受け取る従業員側に①どの手当が②いくらで、③何時間分の残業代なのかわかるようにしなければなりません。

就業規則にきちんと定めることはもちろん、労働条件通知書（雇用契約書）などの個別に交付する書面にもその内容を明記することが基本です。

就業規則の記載としては、次のようなものを記載例として挙げます。

<就業規則の記載例>

第××条 賃金の構成は、次のとおりとする。

〇〇手当（定額の時間外割増賃金とし、その金額および対応

する時間外労働時間数は労働条件通知書に定める）

<労働条件通知書の記載例>

・基本給××円

・〇〇手当（〇時間分の時間外手当として△△円を支給）

・〇時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

繰り返しになりますが、定額残業代が、①どの手当で、②いくらで、③何時間分として支払われるのか、従業員にわかるように明示しなくてはなりません。

3. 制度導入・運用上の留意点

就業規則を整備し、個別に従業員へ定額残業代についてしっかり明示したとしても、その後の制度の運用に関してもしっかりしていかなければ、結局、違法な状態に陥ってしまっているといったケースもよく見られます。

運用にあたっては、きちんとした労働時間管理が求められます。

例えば、毎月20時間分の定額残業代を支給しているとします。ある月の残業時間が30時間になった場合、定額の20時間をオーバーした分の10時間については、通常の残業代の単価で計算し、別途支給しなくてはなりません。

定額残業代を払っているからそれで終わりということになってしまうと、未払い残業代を請求されるリスクもあり、労使トラブルの火種にもなりかねません。

また、導入時に従業員へ十分な説明・理解を怠ると、従業員の理解不足から、従業員の意欲の低下などにつながる可能性も考えられます。

逆に、しっかりと理解が得られれば、定額残業代に示された時間より、実際の労働時間が少なくても支給される金額は同じであるので、従業員の間で効率よく働こうという意識が高まり、長時間労働の抑制に効果を発揮することも考えられます。

どちらにせよ、安易に導入することなく、しっかりとした労働時間管理のもと運用していく必要がある制度であることは、認識しておくべきでしょう。

◆会社の人事・労務管理ご相談ください◆

大竹労務マネジメント事務所

社会保険労務士 大竹 謙一

世田谷区給田 3-34-7-203 TEL:03-6671-2878

ご相談は、ホームページからお受け致します。

URL: www.o-roumu.jp

心のもつたせしモノのご提案

村上葬祭

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

株式会社 ムラカミ

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2
TEL03-3429-4874 FAX03-3420-7705
http://www.murakami-sousai.co.jp/

事 業 承 継 設 計 (1)

今回から、事業承継について、みていきます。

□ 事業承継とは

事業承継とは、会社の経営について経営者が後継者に引き継ぐことをいい、後継者に実質的な経営権を引き継ぐ側面と、自社株を引き継ぐ側面を持ちます。

□ 経営権の引継ぎ

事業承継の側面の1つは、後継者に会社の経営権を引き継ぐことです。

非公開会社の場合、会社の強みは、オーナー社長である現社長の存在自体になっている場合が多いのは事実です。そうしたオーナー社長から、子などの親族を後継者として経営を引き継がせた場合には、後継者の能力とやる気に不足があるため、その後の会社経営がうまく行かなくなることも少なくない。その一方で、後継者が決まらないまま相続を迎えると、会社の経営権争いが起きてしまう場合もあります。

そこで、円滑な事業承継を行うためには、資質のある後継者を事前に決定し、オーナー社長が引退するまでの期間に、後継者に対して育成・教育を十分に行うことがとても重要です。

では、現実はどうでしょうか。この点について、経済産業省の外郭団体である中小企業基盤整備機構の調査によると、60歳代の社長の企業のうち約3割が後継者候補を決定しておらず、また、後継者候補がいる企業でも、その後継者候補に話をしていない、すなわち後継者とコミュニケーションが取れていない、という結果が出ています。

さらに、先代から経営権を引き継いだ後継者への調査では、先代から事業を引き継いだ時に苦労した点（複数回答）として、「経営力の発揮」が35.8%、「取引先との関係維持」が24.7%、「一般従業員の支持と理解」が19.3%という結果が出ていました。では、後継者の育成期間としてどれくらい必要であるか、という現社長への調査では、後継者育成に必要な期間は、5～10年であろう、とした回答が多数を占めていました。

これらの調査結果から、後継者が経営力を発揮できるようにするためには、比較的早い段階から計画的に事業承継を進めることが重要であることがうかがえます。

ところで、経営権の引継ぎとは具体的にはどのようなことなのか、と言えばそれは現在の会社の持つ強みを後継者に引き継がせることです。そこで必要なことは、会社が現在持っている強みは何であるか、ということ客観的に分析し、ピックアップしていく作業が必要になります。すると会社が持つ強みは各会社によって様々であることが分かってきます。そこで、ここからは、具体例を使って述べていくことにします。

A社は従業員が100人規模の製造業の会社で、社長の年齢は70歳でした。この会社の強みは、高い技術力に裏付けられた製造能力と、比較的短納期での営業対応にあり、また経営陣及び従業員との社長のコミュニケーション能力にありました。社長は、現場で発生する諸問題を客観的かつ的確に把握し、それを経営陣のみならず従業員とともに問題解決していくことを心がけて、会社を発展させてきています。したがって、後継者には、現場で生じる諸問題を客観的かつ的確に把握し、全社員と共に解決策を立案し、それを全社員とともに遂行していく能力が必要とされます。後継者候補には、長男と長女がいたのですが、最終的には社長は、上記を勘案し、長女を後継者候補としました。なお、製造部門では、社長と年代の近い経営陣数人が中心となり運営しており、営業部門は40～50歳代の者が運営の中心となりつつある、という会社です。社長は、最初の3年間は、工場の原価計算業務を長女に行わせて、自社の製造と営業の特性を、目に見える現場の動きのみならず、経営数値的にも把握させることを実施しました。その上で、毎月の経営会議、工場の運営会議、営業会議に議事録作成者として出席させていきます。さらに、主要な取引先に対しては、秘書として同行させて顔つきをさせていただきました。そのような段階を踏んだ上で、財務・工場・営業の各部門から1名づつ、長女と年代が近く柔軟な考えのできる者を、長女のサポート役として選びます。そして、現社長を交えて、それまで粗く作っていた経営計画を、年代の高い経営陣の意見をも吸収しながら作成していく、ということを行います。そして、社長交代と同時に、自社の強みがどこにあるのか、それを発揮させるために必要な事を、先代社長の経営方針の継続として、それまで準備してきた基本経営方針と経営計画を全社員の前で発表し、社長に就任しました。

この長女は、先代社長が自分と性格が似ている、として後継者に選任しただけのことがあって、自社のみならず取引先ともコミュニケーションを取ることがうまいですし、また、人の評価も公平に行うことができる美点を持っています。また、経験上足りない点については、年代の近いサポート部隊が、経営立案の雑務を行い、それを経営会議、工場運営会議、営業会議で案として提出するとともに、その場で、年代の上の経験者のより良い意見を取り込むことで修正し、より具体的かつ効果的な施策を実施できる体制を確立しつつあります。

以上、述べてきましたが、うまい経営権の引継ぎのためには、一定の期間が必要であることが分かる事例だと思えます。

今回は、自社株の引継ぎについて、みていくことにします。

□ 東京税理士会・北沢支部の紹介：私たち税理士は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てるよう日々邁進しております。何か税務のことでお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

東京税理士会北沢支部

東京都世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3B
電話：03(3322)7894 FAX：03(3323)3571
mail: kitazawa-shibu@zeirisi-kitazawa.org

□ 執筆者の紹介

- ・ 税理士：川辺 洋二
- ・ 事務所所在地：世田谷区代田5-34-8 カーサ下北沢103
- ・ 電話番号：03(5433)8380
- ・ 主な著作：「コストダウンのための原価のしくみ（日本能率協会）」他
- ・ 主な講演先：早稲田大学、日本FP協会
- ・ 事務所ホームページ：http://kawabe-kaikei.com/



北沢法人会 会員の皆さまへ **日本政策金融公庫からのご案内**
「事業資金」のお知らせ

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）のご案内

ご融資額 2,000 万円以内
返済期間 設備 10 年、運転 7 年

ご相談は渋谷支店の担当者大川が
承ります。お気軽にご相談ください。

「国の教育ローン」をご存じですか？

公的融資制度として**35年以上**の歴史をもつ
「国の教育ローン」のことです。

融資限度額

\\ お子さま1人につき / \\ 海外留学資金の場合 /
上限 **350** 万円 上限 **450** 万円



「国の教育ローン」 3つのポイント 

1

固定金利

年 1.76%
平成30年6月13日現在
最長 15 年の
長期返済

2

ご家庭の状況
に応じた
優遇制度

3

(公財) 教育資金
融資保証基金
による保証

- お借入時の金利が完済まで変わらない固定金利を採用し、返済期間は、最長 15 年までと長期です。
- 「国の教育ローン」は、母子家庭、お子さまが3人以上の世帯などを対象に、返済期間の延長、金利の低減などの優遇制度があります。
- 「国の教育ローン」では、公益財団法人教育資金融資保証基金による保証をご利用いただけます。

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-21-1(日本生命渋谷ビル2・3階)

Tel: 03-3464-3914

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

<減免の対象① 耐震化のための建替え>

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成32年3月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- (3) 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- (4) 新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- (5) 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- (6) 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請すること

<減免される期間・税額>

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

<減免の対象② 耐震化のための改修>

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成32年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- (2) 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり50万円を超えていること
- (3) 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- (4) 耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に減免申請すること

<減免される期間・税額>

改修完了日の翌年度分（1月1日完了の場合はその年度分）から一定期間について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を全額減免（居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで）



<減免を受けるための手続き>

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する世田谷都税事務所（03-3413-7111）へお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、建築士もしくは世田谷区役所の担当窓口へお問い合わせください。

平成 30 年度国税庁経験者（国税調査官級）募集

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30 歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験（国税調査官級）」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局（国税事務所）管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問合せください。

記

◇ 試験概要 平成 30 年度の試験概要については、平成 30 年 7 月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇ 問合せ先 東京国税局総務部人事第二課試験係（Tel 03-3542-2111 内線 2163）

【参考：平成 29 年度の実施状況】

◇ 最終合格者数（全国）：244 名

◇ 受験資格 平成 29 年 4 月 1 日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇ 試験日程

(1) 受験申込受付期間 8 月中旬

(2) 試験実施期間 9 月から 12 月まで

(3) 最終合格発表 12 月下旬

一都税についてのお知らせ

昨年度に引き続き、平成 30 年度も

小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します

23 区内



減免対象

一画地における非住宅用地の面積が 400 m²以下であるもののうち 200 m²までの部分

ただし、個人又は資本金・出資金の額が 1 億円以下の法人が所有するものに限り、

減免割合

固定資産税・都市計画税の税額の 2割

減免手続

減免を受けるためには、申請が必要です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】土地が所在する世田谷都税事務所（03-3413-7111）

南烏山・粕谷支部 第1回 公開税務研修会



開催挨拶
国井重克支部長

平成30年6月15日(金)午後6時より、烏山区民センターにおいて「公開税務研修会」が行われ、「税制改正」の研修会を行いました。

まず最初に国井支部長より北沢法人会のこれまでの歩みについての話があり、次に山越副支部長から北沢税務署上席国税調査官の福永亮様の紹介がありました。

福永上席からは、「近年の税務の動きについて～税制改正を中心として～」について、平成30年度の税制改正の資料(下に一部を掲載)をもとに説明して頂きました。

1、個人所得課税 2、法人課税 3、資産課税 4、消費課税 5、国際課税 6、納税環境整備 などについての説明のうち、2、法人課税では特に中小企業における賃上げの促進に係る税制で、賃上げ金額の一定割合の税額控除ができる措置を講じること。また、3、資産課税では、事業継承の拡充について、4、消費課税では、たばこ税の見直しで、税率の引き上げについてのお話がありました。



手描きのイラストを用いた福永上席の研修会

その他、競馬の馬券の払い戻し金に係る課税で、馬券の購入行為の態様や規模などによっては、一時所得ではなく雑所得として取り扱われることや、ビットコインなど仮想通貨を使用することにより利益が生じた場合には雑所得になることなどの話がありました。

今回特に、福永上席お手製のイラストにて消費税の軽減税率制度の説明がわかりやすく示されていて、参加した皆さんに質問しながらのやりとりでは会員外の方々も親しみながら理解を深めることが出来た様子でした。

その後同室にて、羽鳥祐介氏の司会と中西勉相談役の乾杯の音頭にてスタートした第二部の懇親会では、顔を会わせた皆さんの会社のアピールなども行われ、日頃はなかなか付き合いのなかった会員同士で大いに話に花が咲きました。

一般の方を含め30名ほどの参加をいただき、楽しくて役に立つ内容だと好評でした。

(南烏山・粕谷支部 幹事 守隨 治雄)



懇親会も盛り上がりました



目次 平成30年度税制改正

Chapter 1	個人所得課税	3
(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 (2) 給与所得控除の適正化 (3) 公的年金等控除の適正化 (4) 基礎控除の適正化		
Chapter 2	法人課税	6
(1) 賃上げ・生産性向上のための税制 ①賃上げ及び投資の促進に係る税制 ②情報連携投資等の促進に係る税制 ③租税特別措置の適用要件の見直し ④中小企業における賃上げの促進に係る税制 (2) 事業再編の環境整備 (3) 地方拠点強化税制の見直し		
Chapter 3	資産課税	9
(1) 事業継承税制の拡充 (2) 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し (3) 外国人の出国後の相続税等の納税義務の見直し		

Chapter 4	消費課税	12
(1) 国際観光旅客税の創設 (2) 外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上 (3) 金の密輸入に対処するための罰則の引上げ (4) たばこ税の見直し ①たばこ税の税率の引上げ ②加熱式たばこの課税方式の見直し		
Chapter 5	国際課税	15
恒久的施設関連規定の見直し		
Chapter 6	納税環境整備	16
税務手続の電子化等の推進 (1) 法人の電子申告義務化 (2) 所得税の確定申告・年末調整手続の電子化		
Chapter 7	その他	16
(平成30年度改正以外の事項)		

参考 平成30年度の税制改正(内国税関係)による増減収見込額

イラストを使ってわかりやすく解説されていた「税制改正」資料(表紙と目次)

桜上水支部 桜上水ガーデンズ祭り

平成 30 年 4 月 22 日(日) 桜上水ガーデンズ桜祭りが開催されました。当日は天候に恵まれ4月とは思えないほどの暑さでしたが、多くの人で賑わいました。

我々のブースは今回も磯辺焼きと、甘酒を提供することになっておりましたが、暑い中、磯辺焼きと甘酒の需要があるのか?と最初は不安がありました。

しかし、お昼頃から徐々にお客様が増えてきて、磯辺焼きは嬉しいことに何人ものリピーターができ、見覚えのあるお客様が買いに来てくれま



した。毎年しもたか大きから祭りと桜上水ガーデンズ桜祭りで販売しておりますので来年はぜひ食べにきてください。つきたての餅なので



いいですよ!甘酒の無料配布も同様に暑さで需要が心配されましたが、こちらも多くの方に配ることができました。また税金クイズも多くの方に解答していただき、今回は全問正解者が何人も出ました。

準備や片付けもだんだんと経験を重ねてきたので手際よく進められるようになってきました。ご協力して下さった皆さまありがとうございました。

(桜上水支部 支部長 増川征一郎)

梅丘支部 第1回 公開税務研修会

平成 30 年 5 月 29 日(火) 18 時より法人会館3 階大会議室にて、梅丘支部の第 1 回公開税務研修会が開催されました。

広瀬副会長の開会のあいさつの後、北沢税務署法人第一部門上席の福永亮氏を講師に迎えて「税制改正について～お手製のイラストで理解を深めよう～」と題して研修会を行いました。特にお手製のイラストでは軽減税率への対応がわかりやすく示されていて皆さんに質問しながら理解を深めることが出来ました。

第二部では、「首都直下型地震に備えて」と題して副支部長の平塚敬二区議会議員より話があり、地震のメカニズムから日本が地震大国であること、また首都直下型地震はいつ起きてもおかしくない状況で自分の命を守るためには、自宅の耐震化不燃化、また家具の固定を行い備える。

さらには避難所では 90 万区民が避難できない事を



各所にて大好評のお手製のイラストを用いた福永亮氏による研修会

考えると在宅避難の準備を進めることが大切で、食料はローリングストック法として今食べているものを少し多めに備蓄して期限が切れる前に食していく、最低でも一週間分の食料の備蓄をするようよびかけました。

佐藤支部長の閉会の挨拶の後、場所を新会員となりました梅丘商店街の『とらまる』に移して支部会員会議を行い、平成 30 年度の予算案及び事業計画を確認してから懇親会を行い、梅丘支部の活動がスタートしました。

(梅丘支部 副支部長 平塚 敬二)

千歳台・船橋支 第1回 公開税務研修会



講師：柏倉幸夫氏

平成 30 年 5 月 24 日（木）
当支部会員のカルチャーパ
ビリオン「平安」さんの式場を
ご提供頂き、第 35 代北沢税務
署長で、現在千代田区岩本町で
税理士をされている柏倉幸夫
氏による公開税務研修会を開
催いたしました。

当日は何の日？（日本で始
めて神戸にある六甲カント
リーゴルフ場が開場した日）から始まり、個人所得税とふ

るさと納税の税関係、税務調査、査察（ガサ入れ）につい
て、とかく税金の話といえば堅いつまらなさがあるにも
かかわらず、ユーモアたっぷりに解りやすく講演してい
ただきました。ありがとうございました。

終了後は税金クイズ、漫才師柳亭小路さんをお願いし
ての公演で、参加者とお食事は平安さんをお願いして
用意して頂きました。

今回は、支部会員 29 名、非会員 51 名、80 名の多くの
皆様のご参加による大盛況の開催ができました。

また、開催準備の皆様、ご参加の皆様ご苦勞様でした。

（千歳台・船橋支部 副支部長 大塚 好昭）

経堂支部 第1回 支部会員会議 & 異業種交流会



平成 30 年 5 月 29 日（火）18 時より支部会員の「イ
ンゴビンゴ」(経堂本町会通り)をお借りして

[第 1 部] 18 時～19 時 第 1 回経堂支部の支部会員会議、
[第 2 部] 19 時～21 時 異業種交流会を開催しました。

第 1 部では、丸山支部長より新年度に向けての抱負に
続き、税に関するワンポイント研修が行われました。蜂谷
相談役より開会の挨拶の
後、今年度の本部・支部事
業の予定（第 4 回スポー
ツフェスタ、経堂まつり、
バス研修会等）、会員増強



への取り組み、6 委員会・2 部会の活動報告、各レクリエー
ション部活動報告等の議題に沿って闊達な意見交換が行
われました。

第 2 部では、会員会議の熱気をクールダウンさせるの
にぴったりの、キンキンに冷えたビールが運ばれ、まずは
乾杯！で喉を潤し、更に、インゴビンゴの店長自家製のハ
ム&ソーセージで胃袋を満たし、落ち着いたところで、各
社の 1 分間 PR タイムへ。経堂支部の役員の連携プレー
で異業種交流は大いに盛り上がり、恒例のお楽しみ抽選
会で各会員の気持ちも満たされ、第 1 回支部会員会議 &
異業種交流会は無事終了しました！

（経堂支部 副支部長 岡本 のぶ子）

ステンドグラスイメージ

いままでなかった

クリスタル名刺

181mm×55mm
(通常名刺の2倍サイズ)

100枚 3,999円
(税込*初回・版制作代は別途)

カラー印刷もっともっと身近に! (株)ユニワールド

世田谷区松原2-34-9 TEL.03-5376-7233

平成30年 第15回 北沢法人会親睦ゴルフコンペ

平成30年5月22日(火) 米原ゴルフ倶楽部で、会員41名(内女性6名)が参加し、青年部会の若手も入って、盛大に開催されました。

天気は申し分のない晴天で、コースのコンディションも良好。仲間同士、和気あいあい楽しくプレイすることができました。

プレイ終了後、クラブで懇談会と表彰式が、佐藤厚生副委員長の司会のもと、飯野会長の挨拶、表彰式、優勝者の挨拶など、楽しく行われました。

大勢の方と会社からご協賛いただき、豊富な賞品の争奪合戦となりました。



(写真提供：経堂支部 藤元邦彦氏)

結果は、岸本達三さん(梅丘支部)が優勝されました。女性優勝は川本明美さん(梅丘支部)でした。

来年もまた、楽しいゴルフコンペを開きましょうとの千葉厚生委員長掛け声もあり、賑やかなうちに表彰式が終了しました。

賞品を協賛いただいた各社の皆様、ゴルフ会の開催の準備と運営にご尽力いただいた厚生委員会の皆様に、お礼を申し上げたいと思います。

(北沢法人会ゴルフ交友会 会長 広瀬 淡)



トピックス

ゴールドリボンウォーキング2018に参加して

去る4月21日(土)「ゴールドリボンウォーキング2018」がお台場のシンボルプロムナードで開催されました。

このイベントは、小児がんの子供達とその家族への支援の輪を広げていこうという目的で毎年アフラックが特別協賛して行われるもので、今年は全体で3,983人が参加しました。

がん保険の普及に努める当社では、毎年お客様に参加を呼びかけてきました。

今年は北沢法人会女性部有志の皆様や北沢青色申告会、世田谷青色申告会女性部の皆様にも参加いただき総勢25名となります。

当日は天候にも恵まれ、緑と花と水辺に囲まれたまさに“癒しの空間”を気持ちよくウォーキングすることができました。

そして、ウォーキングで汗を流したあとは皆で会食・歓談し楽しい充実した一日を過ごしました。

このイベントは、これからも毎年開催される予定です。(4月の予定)

皆様の積極的なご参加を期待しています。

尚、今回不参加の方々からも寄付金をいただきました。ご協力有難うございました。

(代沢・代田支部 相談役 高橋 信義)



時事川柳を公募致します

第1回 ほろじん北沢 川柳コンテスト

- ◆募集内容…「税金」をテーマとした自作未発表の「川柳」(五・七・五の17音の短詩。風刺・こっけいが特色)
- ◆締切…2018年11月30日(金)
- ◆賞…最優秀賞 1名(3,000円分ギフト券)
優秀賞 2名(1,000円分ギフト券)
佳作 10名(記念品)
- ◆応募方法…氏名・年齢・〒住所・電話番号をご記入の上、郵便もしくはファックスにて北沢法人会事務局宛にお送り下さい。なお、応募は1回につき2点までとさせていただきます。
- ◆審査員…北沢法人会広報委員会
- ◆結果発表…広報誌「ほろじん北沢」(当誌) 2019年1月号に掲載
- ◆入選作品の扱い…入選作品の著作権は主催者に帰属致します。
- ◆提出先・お問い合わせ
〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1
公益社団法人 北沢法人会「川柳コンテスト」係
TEL 03-5450-7121 FAX 03-5450-7122



トピックス

光風会展覧鑑賞

4月28日(土)、女性部会有志と広瀬副会長で、当会が行っている「絵はがきコンクール」の審査委員長である桂川先生が所属されている光風会展覧鑑賞に行ってきました。

素晴らしい作品に囲まれ、気忙しい日常を忘れさせてくれる、素敵なひと時でした。

そして、桂川先生の作品の前で記念に1枚。

(女性部会 副会長 丸山恵美子)



会員紹介

真心酒菜一帆(いっぱ)

(明大前支部)



明大前支部の集まりの際に時々利用させて頂いております。井の頭線東松原駅西口1番出口から徒歩1分、25時まで営業している和食居酒屋さんです。

店内はカウンター12席とテーブル20席で、ランチタイム以外は喫煙可です。

1人でもお子様連れのご家族でもゆっくり食事ができるお店です。毎日築地より直送の鮮魚や三陸産カキや昆布森産カキなど、旬の食材をふんだんに使った料理を堪能できます。

また、季節ごとにおいしい日本酒を揃えていて、地酒は30種以上あります。飲み放題などコースも充実していて、「お子様(小学生以上)ソフトドリンク飲み放題付2000円コース」もあります。



所在地:世田谷区松原5丁目2-5 東松原ユニオンビルB1

TEL:6304-3866 定休日:水曜日

営業時間:月~金=12時~15時、17時~午前1時

土=17時~午前1時、日=17時~0時

リレー後記

★健康診断★

ここ数ヶ月、体調不良気味であったため、先日、7年ぶりに鼻から胃カメラの検査をしました。

8年前に胃カメラをした際には、口からだったので、嗚咽と唾液でとんでもないことになってしまいましたが、7年前の鼻からの胃カメラでは、口からの検査との比較で、こんなに「楽」にできるんだと感動したことを覚えておりました。

今回の検査は、当然鼻からの胃カメラで、7年前の胃カメラのときの「楽」という印象が強かったため、ほとんど安心して、検査を始めたら、鼻からでもやはり胃カメラは辛い経験で、精神的にきつい思いをしてしまいました。

検査はあまりしたくないのですが、検査の結果、特に悪いところはなく、身体全体の不具合も何か要因があるのかと疑っていましたが、安心できました。

また、家だけではなく、自転車についても健康診断が必要だということを知り、身をもって体験しました。それは、自転車を運転中に、自転車のネジが外れてしまい、自転車が分解され、転倒し、打撲をしてしまいました。幸い大事には至らなかったため良かったのですが、自転車にも定期的な健康診断が必要だということが、自転車やさんのアドバイスで知らされました。因みにその自転車は折り畳み自転車です。

人でも自転車でもやはり健康診断は必要なのだと痛感しました。これは、建物についても

言えます。私の仕事は建物の健康診断と鑑定評価を行っておりますが、建物も手遅れになる前でしたら、そんなに大掛かりな工事などは不要ですし、修繕費用も低く抑えられます。

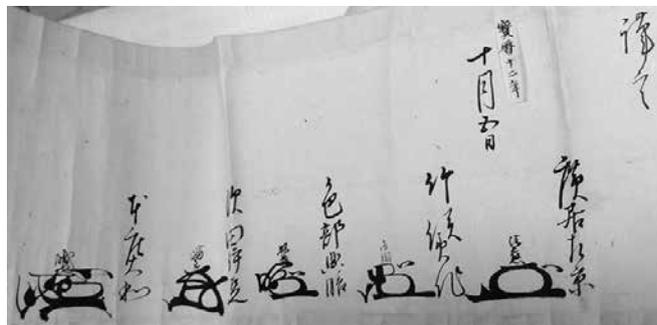
家も自転車も生き物のような感じがするということがときどきあります。やはり、それらを使っていくということは、その分だけ、それらを消耗していくということでもあるので、その住まいや交通の手段として自分が受けた恩恵に対し、定期的に健康診断などを行って、可愛がってあげなければいけないのだと思います。そして、さらに全ての物事に対して、感謝の気持ちを持っていれば、きっと「楽」しい時間が長く続くのかなと思いました。

(千歳台・船橋支部 皆川 聡)

★縁あって御先祖様の巻物★

以前より話はあったのだが、地元消防団の団員先輩から「家の近所に竹股さんと関係ある方が居るよ。米沢と関係のある人だから、きっと繋がりがあるから会いたいと言っている。」との事だった。

確かに故祖父から「我が家の先祖は上杉藩重老、竹俣当綱だぞ。」と伝えられていた。そして、6月8日竹股家祖母の月命日、一報が入った。「亡くなったご主人が蔵品としていた巻物が米沢古文書として寄贈されるので、その前に貴方に見せたいと言っている。」と・・・、一つ返事で何う事にした。巻物を拝見させて頂



き、何か涙が出てきた。

寶歴12年今から256年前の御先祖様の書・・・言葉にあらわせないくらいの感動だった。出会いは必然、先祖代々の繋がりが途絶え

ることなく縁となり、私に必然を与えてくれた。ありがとうございます。

(梅丘支部 竹股克之)

税金クイズの答え

第1問 答え ① 14.6%

国税通則法の定める延滞税の標準的な税率は未納の税額の14.6%です。ただし、納期限の翌日から2ヶ月を経過する日までの期間は7.3%と「特例基準割合+1%」のいずれか少ない割合となっています。後者はここ数年3%弱で推移しているため、14.6%に比べると随分低くなっています。

以前は7.3%しかなかったのですが、低金利時代となり、短期市場金利に連動した「特定基準割合」に基づく割合が新たに設けられました。それでも14.6%という延滞税の税率は高いようにも考えられます。低金利時代の昨今、「そんな利息はありえない」という言葉が納税者から寄せられることも稀ではありません。しかし、無担保でさらに止められるものがなにもないという事情も背景にあるのです。

第2問 答え ③ 納税地の異動

納税地が異動した場合、法人税法の規定により、事業年度の変更と同様、法人には税務署に届け出る義務があります。従来は異動前の税務署と異動後の税務署、双方に出さなければならないことになっていましたが、平成29年の改正により、異動後の税務署への

提出が不要となりました。

ここでいうところの納税地の異動とはあくまでも登記の異動のことであり、事務所を引っ越ししても登記に変更がなければ納税地は従来のままということになります。その際、郵便物が届かなくなるというのであれば連絡先の届け出を税務署にさせていただくと、お届けいただいた連絡先に郵便物を送付できるようになります。

なお、代表者の変更などは届け出の義務はありませんが、変更を税務署が把握できていないと、例えば納税証明書を発行する場合にも正しい代表者の名前で発行できないというケースが生じます。

そういうこともあり、法人に異動事項が生じた場合、届け出の義務がなくても異動届が提出されるケースは多いです。

ほうじん北沢 6・7月号

平成30年7月1日発行

発行所 〒154-0022

東京都世田谷区梅丘1-43-1

公益社団法人 北沢法人会

発行人 飯野 光彦

広報委員長 竹股 克之

編集人 塩原 孝夫

TEL 03-5450-7121

FAX 03-5450-7122



当誌は全頁にて再生紙を使用しています。

消費税の納期に合わせて計画的に積立てられる定期積金です

消費税納税準備定期積金

「らくらく納付」

毎月の掛金

1万円
以上

お預け入れ期間

1年

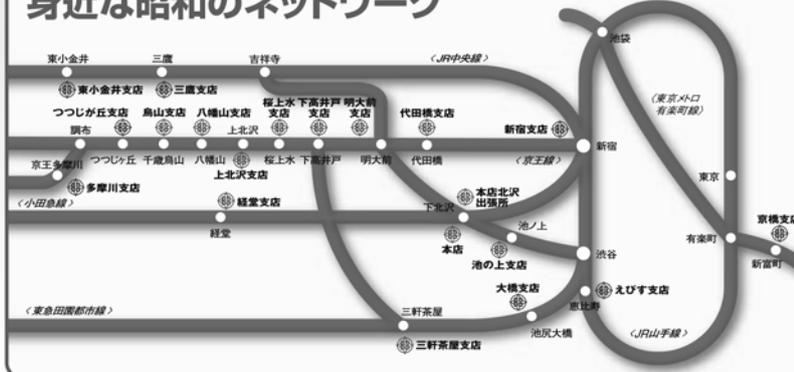


消費税の完納をお手伝い
させていただきます。

ご利用いただける方	法人及び個人事業者の方
お積立て期間	1年(12ヵ月)
毎月の掛金	1万円以上
預入方法	口座より自動振替
利回り	スーパー積金の店頭表示金利

※本商品は預金保険制度の対象であり、当金庫にお預入れの他の預金保険対象商品と合わせて、元本1,000万円までとのお利息は保護されます。

身近な昭和のネットワーク



〈世田谷エリアの店舗〉

- 本店 ☎ (3422)6181
- 本店北沢出張所 ☎ (3468)1451
- 三軒茶屋支店 ☎ (3421)6101
- 経堂支店 ☎ (3420)4121
- 烏山支店 ☎ (3300)1361
- 明大前支店 ☎ (3323)0511
- 八幡山支店 ☎ (3329)1021
- 池の上支店 ☎ (3422)3141
- 下高井戸支店 ☎ (3321)4155
- 代田橋支店 ☎ (3328)0151
- 上北沢支店 ☎ (3302)8111
- 桜上水支店 ☎ (3329)3241

店頭に商品概要説明書をご用意しております。詳しくは、窓口または担当者におたずねください。



昭和信用金庫



平成30年3月1日現在

会員
特典

公益社団法人 北沢法人会 葬儀支援サービス

新たな会費や
制度加入手続きは
不要です。

家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

※記載のサービス内容は、2018年5月現在のものです。状況により変更となる場合がございます。

ポイント

1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に欠かすことのできない品目やサービスを「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低価格でご提供いたします。

ご提供される基本セットの内容

●祭壇



●お棺



桐上級棺

●寝台車



車庫から10kmまで

●内、外装飾用品

●お位牌(白木)

●枕飾り

●会葬礼状(100枚)

●ご遺影(白黒) など

※式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりませんので、別途費用がかかります。

※ 葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なる場合がございます。

対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対象者 (ご葬儀の対象となる故人さま)

基本セットご利用料金

●75歳未満の役員

無料

●75歳以上の役員および役員のご家族[※]の方

24万円 (税別)

※家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「北沢法人会」の名札で生花または花環が1基提供されます。

ポイント

2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

●全国儀式サービスコールセンター 24時間・365日対応

ヨニイシクミ

フリーコール 0120-421-493

携帯電話にご登録ください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

まず始めに、「北沢法人会」とオペレーターにお伝えください。

提携葬儀社 暮らしの友

暮らしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。
高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

暮らしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

暮らしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

“安心”全国ネットワーク

離れて暮らすご家族のご葬儀依頼も可能です。

加盟葬儀社 約500 斎場施設 2,700超

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス

検索

制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。 ユーザー名: gishiki パスワード: kitazawa_hou